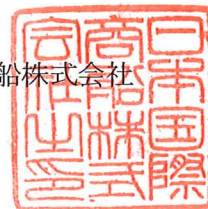


お客様各位

令和3年5月31日

日本国際商船株式会社



緊急事態宣言延長（9都道府県）の対応について

政府は28日、北海道、東京、愛知、大阪、兵庫、京都、岡山、広島、福岡の9都道府県に出されている緊急事態宣言について、31日の期限を沖縄への宣言と同じ来月20日まで延長することを決定しました。また「まん延防止等重点措置」についても、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の5県の期限を来月20日まで延長することを決めました。

上記緊急事態宣言延長を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店の業務につきまして、下記の通り時差出退勤制を延長し対応させていただきます。

<東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店：時差出退勤制延長>

延長後 AM8:00～AM10:00 の間を始業時刻とする。(通常始業時刻 AM9:00)

延長後 PM16:20～PM18:20 の間を終業時刻とする。(通常終業時刻 PM17:20)

<延長期間>

令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましてはご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上